

日 時 平成28年5月7日（土）19:00～21:00

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者（会長）中原 （副会長）大上、高岡、舟木

（町内会長）今井、金馬、小川、秋本、黒田、山中、横山、川瀬

白石、小林、桑原

（グループ代表）鈴木、斎藤、中西 （事務局）妹尾、長谷川、淵側

（市民センター）一浦

<敬称略>

1.報告・連絡事項

(1) 会長から

①民生委員児童委員、主任児童委員の紹介（垣根会長）

民生委員児童委員は町内会に未加入の世帯も担当するため、志津南学区全体で約2600世帯になるが、それを11名で分担して担当しており、1名あたり150～250世帯になる。主任児童委員は2名で学区全域を担当し、子どもの見守り活動等に当たっている。民生委員児童委員と主任児童委員は守秘義務があり、公的機関へつなぐ役割を担う。町内で転入転出があれば、町内会長・自治会長から各担当地域の民生委員児童委員へ書類を提出していただくことになっているので、協力をお願いしたい。委嘱期間が平成28年11月30日までとなっており、受任者が辞める際は担当地域の町内会長・自治会長に人選等の協力をお願いしたい。

②「自治会活動保険」について（保険会社担当者）

自治会活動保険の内容として、賠償責任補償、傷害補償、傷害見舞補償、費用損害補償の4種類ある。保険更新の手続きで町内会長と会計のお宅に伺う。また、市の補助金の申請についても、こちらでとりまとめて市に手続きを行う。年度中に世帯数の変更があるとき、5%以内であれば問題ないが、それを超える場合は年度末で精算することがある。

【質問】日額補償とのことだが、同じ日に複数の病院を受診した場合はどうなるのか。

【回答】同じ日に複数の病院を受診しても、日額補償の限度額の給付のみとなる。

【質問】骨折の場合、通院しない日は給付がないのか。

【回答】使用するギブスの種類によって給付内容が変わってくる。固定式ギブスの場合は通院しない日でも毎日補償されるが、入浴時や就寝時に取り外せるタイプのギブスの場合は、毎日補償されないこともある。細かい規定があり、適宜説明させていただく。

【質問】一斉清掃で機械を使う人は、二重に保険に加入しても構わないか。

【回答】他の保険に加入していれば、両方から給付がある。

【質問】一斉清掃などで蜂に刺された場合は補償されるか。

【回答】傷害として補償される。

【質問】夏祭りの中止でキャンセルした場合の費用損害補償について。

【回答】補償されるのは弁当やレンタカー等のキャンセルできないもので、加熱調理をする法兰克福ト等の材料は補償されない。「キャンセルできないものを支払った」という報告だけではだめで、その領収書等が必要となる。

【質問】金魚すくいの金魚がキャンセルできず費用を支払った場合は。

【回答】確認をして後日報告する。

【質問】夏まつりなどで、外部から来られた方が怪我をして責任がまち協にある場合は。

【回答】別途損害賠償保険に加入している。

③まちづくり協議会について

・まちづくり協議会は、「草津市協働のまちづくり条例（平成26年7月1日施行）」において「基礎的コミュニティ等を中心とし、概ね小学校区を範囲として設置される、区域を代表する総合的な自治組織であって、第11条第1項で認定されたものをいう。」と定義されている。この規定により、平成26年8月11日に市長の認定を受けた。

・志津南学区まちづくり協議会とは、町内会・自治会と各種団体との連合組織である。

- ・総会は、まちづくり協議会の最高議決機関である。118名の代議員は約1,800戸の住民の代表であり、1名当り約15戸分の責任を負っている。そのことを、代議員の方々にはきちんと認識していただきたい。
- ・理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、執行機関・調整機関でもある。理事会の構成員の方々には、公正に判断し、執行していく責任がある。活発な議論をした上で、結論を出したい。結論は全員の合意によることが望ましい。また、議事録を配付するので、各町内会・自治会の役員会、グループ会議で確実に伝達し、回覧で住民の皆さんへの周知を図っていただきたい。

④公民館講座「まち協ってなに？」について

この講座で、まちづくり協議会について住民の皆さんに理解していただきたいと考えている。各町内会・自治会の役員や各種団体の役員の方々には是非参加していただきたい。

⑤「がんばる地域応援交付金」について

草津市では、平成28年度から「がんばる地域応援交付金」の制度が始まった。提案書を提出して審査に合格すれば、平成28年度～平成31年度の4会計年度で計300万円までの交付金が交付される。事業の案があれば出していただき、理事会で検討したい。

(2) 各町内会・各グループ・事務局から

①文化体育グループ（ふれあい推進委員会）

- ・夏まつりについて、7月末の本番を目指して準備をしており、5月14日には第1回目の実行委員会がある。

②事務局

- ・各町内会・自治会の今年度の総会議案書と改正後の会則が未提出のところは、早急に提出していただきたい。
- ・志津南 NEWS では毎号「折々の記」を掲載しており、各町内会・自治会にも原稿をお願いしたい。

2.審議事項
なし

以上